

諮問番号：平成30年度 諮問第2号

答申番号：平成30年度 答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

(1) 処分庁が平成29年12月21日付けで行った防火戸設置命令（以下「本件処分1」という。）及び避難器具設置命令（以下「本件処分2」という。）（以下これらを併せて「本件各処分」という。）に付された履行期限（以下「本件履行期限」という。）の取消しを求める。

(2) 請求人は、本件各処分の対象となった建物（以下「本件建物」という。）に防火戸が設置されていないことの危険性を理解しており、改善する意思はあるが、本件建物には賃借人が入居しており、請求人が一方的に防火戸を設置することができないため、履行期限を付すことができず、また、処分庁から現実的な改善方法について教示がない。請求人は、現に本件建物の具体的な工事方法の検討等を行っており、改善に向けて努力しているところであるが、本件履行期限は、このような事情が全く考慮されておらず、処分庁の対応は不誠実である。

(3) 本件建物については、処分庁から避難器具の設置義務が免除されているが、その要件として防火戸の設置があることについて説明を受けていない。

2 処分庁（札幌市〇消防署長）の主張の要旨

本件建物には、法令上防火戸及び避難器具を設置しなければならないところ、これらが設置されていないのであるから、本件各処分は適法かつ正当であり、本件履行期限は合理的なものである。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 本件建物について

(7) 構造 地上6階地下1階建て、耐火構造

(1) その他 本件建物は、階段が1つのみであり、各階の用途及び収容人数は、次の表のとおりである。

階数	用途	収容人数
6階	事務室	0人
5階	飲食店	50人
4階	理・美容室	13人
3階	飲食店	27人
2階	飲食店	45人
1階	飲食店	30人
地下1階	飲食店	13人

イ 審査請求に至る経緯

(7) 平成13年10月22日付けで、本件建物の当時の所有者から、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第25条第1項第5号の規定に基づく本件建物の避難器具の設置義務を免除するよう求める書面が処分庁に提出された。これを受け、同年11月1日、処分庁は、同令第32条の規定を適用し、本件建物について避難器具の設置義務が免除されるものとして取り扱うこととした。

(1) 平成23年7月1日、本件建物の所有権が請求人に移転した。

(7) 平成28年4月26日、処分庁は、本件建物の1階、2階、4階から6階まで及び地下1階の居室と階段室が接する部分に防火戸が設置されていないことを立入検査により確認した。処分庁は、本件建物について避難器具の設置義務が免除されるものとして取り扱わないこととし、同年5月17日付けで、改善通知書により履行期限を付した上で、請求人に対して避難器具を設置するよう行政指導を行ったが、請求人は、これを履行しなかった。

(1) 平成29年6月29日付けで、処分庁は、請求人に対して警告書により履行期限を付した上で、本件建物に防火戸及び避難器具を設置するよう行政指導を行ったが、請求人は、これを履行しなかった。

(オ) 平成 29 年 12 月 1 日付けで、処分庁は、本件各処分に先立って請求人に対して弁明の機会を付与する旨を、弁明通知書により通知した。これに対し、同月 8 日付けで、請求人は、弁明書を処分庁に提出した。

(カ) 平成 29 年 12 月 21 日付けで、処分庁は、請求人に対し、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき本件建物の 1 階、2 階、4 階から 6 階まで及び地下 1 階の居室と階段室が接する部分に防火戸を設置するよう命令する（本件処分 1）とともに、同法第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき本件建物の 2 階から 5 階までに避難器具を設置するよう命令した（本件処分 2）。本件履行期限は、平成 30 年 4 月 30 日までとされた。

(キ) 平成 30 年 1 月 19 日付けで、請求人は、本件各処分に係る審査請求を行った。

(2) 本件各処分等について

ア 本件建物は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 112 条第 9 項の規定により、各階の居室と階段室が接する部分に防火戸を設置しなければならないところ、3 階を除いて防火戸が設置されていないため、本件処分 1 は、適法かつ正当なものである。

イ 本件建物は、消防法施行令第 25 条第 1 項第 5 号の規定により、2 階から 5 階までに避難器具を設置しなければならないところ、これが設置されていないため、本件処分 2 は、適法かつ正当なものである。

ウ 本件建物の防火戸及び避難器具の不備については、できる限り早急に是正することが必要であるとともに、請求人には十分な時間的猶予が与えられていたといえることから、本件履行期限が命令の日からおよそ 4 か月後に設定されていることについては、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くとまではいえず、裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったものと評価することはできない。

エ 請求人の主張は、防火戸が未設置であっても避難器具の設置義務を免除すべきというものと解されるが、請求人には、避難器具の設置義務とは関係なく防火戸の設置義務があるため、当該主張は、法令に違反する状態を前提とするものであって失当である。

オ 請求人の改善に向けた真摯な姿勢を否定することはできないが、本件建物に

おける防火戸及び避難器具の不備を是正するという公益上の理由により行われた本件各処分を違法又は不当であるということとはできない。

カ その他本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

2 審理員審理手続（日付は、平成 30 年）

2月5日	審査庁（札幌市長）が、請求人の審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を請求人に通知
3月20日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
4月23日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
5月9日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
5月16日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同じ内容である。

第5 調査審議の経過（日付は、平成 30 年）

5月31日	審査庁から諮問
6月13日	第1回調査審議（平成30年度第2回札幌市行政不服審査会）

第6 審査会の判断の理由

1 本件処分1について

主要構造部を準耐火構造（より上位の性能を有する耐火構造を含む。）とした建築物であって、地階又は3階以上の階に居室を有するものについては、階段の部分とその他の部分を防火戸で区画しなければならないとされている（建築基準法施行令第112条第9項）。

また、消防署長は、建築物等の防火対象物の設備等の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、当該防火対象物の所有者等に対し、当該防火対象物

の改修等の措置をなすべきことを命じることができるとされ（消防法第5条第1項）、当該命令において履行期限を付すことは、同法第5条の2第1項第1号の規定（履行期限が付されている場合等における防火対象物の使用の禁止等の命令に係る規定）から許容されているものと解される。そして、当該命令の日から履行期限までの期間については、法令上の制限は存在せず、行政庁において社会通念上履行可能な期限を考慮して定めるべきものと解される。

そこで、本件について見ると、本件建物は耐火構造の建築物で、地階及び3階以上の階に居室を有するものであるため、各階の居室と階段室が接する部分に防火戸を設置しなければならないところ、3階を除いてこれが設置されていないことから、仮に本件建物の3階以外の居室で火災が発生した場合には、防火戸が設置されていないために火災による煙が当該居室から流出し、本件建物に1つしかない階段及びこれに接する各階の居室に充満し、本件建物内にいる人の避難が困難になること及びその生命に危険を及ぼすことが容易に考えられる。そのため、処分庁は、遅くとも平成29年6月には、防火戸を設置するよう請求人に対して履行期限を付して行政指導を行っていたが、請求人がこれに応じないことから、処分庁が同年12月に、本件履行期限を付して本件処分1を行ったことが認められる（前記第3の1(1)イ(i)及び(ii)）。

これに対し、請求人は、本件建物に防火戸が設置されていないことの危険性を理解しており、改善の意思があるとしながら、本件建物に賃借人が入居していることや処分庁から具体的な改善方法について教示されないこと等を理由に、本件履行期限を付すべきではないと主張する（前記第2の1(2)）。

しかし、本件処分1に至るまでの間にも、行政指導により請求人に相当の時間的猶予が与えられていた中で、請求人は違反の是正に向けた実効性のある行動をすることなく、これに応じておらず、その後に期限を付さずに命令を行ったとしても、請求人に対して実効性があるとは考え難く、人命に関わる結果を招くおそれがある以上、速やかに本件建物に防火戸を設置させるためには、本件履行期限を付す必要性が認められる。

また、このような経緯がある中で、処分庁が防火戸の設置に要する期間を、見積期間に1か月間、賃借人への説明や製作等に要する期間に1か月間、取付け等に要

する期間に2か月間の計4か月間とし、本件履行期限を本件処分1の日からおよそ4か月後の平成30年4月30日としたことについても、社会通念上著しく不合理であるとは認められない。

したがって、処分庁が請求人に対し、消防法第5条第1項の規定に基づき本件履行期限を付して本件処分1を行ったことは、適法かつ正当なものである。

2 本件処分2について

建築物等の防火対象物の所有者等は、当該防火対象物に消防の用に供する設備を設置しなければならず、その具体的内容は政令で定めることとされている（消防法第17条第1項）。これを受け、消防法施行令においては、その一部が飲食店の用途に供されている防火対象物であって、2階に飲食店の用途に供される部分があるものについては、2階以上の階のうち、当該階から避難階又は地上に直通する階段が1つのみである階で、収容人員が10人以上のものに避難器具を設置するものとされている（同令第25条第1項第5号並びに別表第1(3)項ロ及び(16)項イ）。

また、消防署長は、防火対象物において消防の用に供する設備が消防法施行令で定める基準に従って設置されていないと認めるときは、当該防火対象物の所有者等に対し、当該基準に従ってこれを設置すべきことを命じることができるとされており（消防法第17条の4第1項）、前記1と同様に、履行期限の有無及び履行期限を付す場合における当該命令の日から履行期限までの期間の判断については、行政庁において社会通念上履行可能な期限を考慮して定めるべきものと解される。

そこで、本件について見ると、本件建物は2階を飲食店の用途に供しており、階段が1つのみであるため、消防法施行令で定める基準に従って、2階以上の階のうち収容人員が10人以上である2階から5階までに避難器具を設置しなければならないところ、これが設置されていない。そのため、処分庁は、平成28年5月及び平成29年6月に、避難器具を設置するよう請求人に対して履行期限を付して行政指導を行っていたが、請求人がこれに応じないことから、処分庁が同年12月に、本件履行期限を付して本件処分2を行ったことが認められる（前記第3の1(1)イ(ウ)、(イ)及び(カ)）。

また、本件処分2に本件履行期限を付す必要性が認められることは、本件処分1（前記1）と同様であり、本件履行期限について、処分庁が避難器具の設置に要す

る期間を2か月間程度と見込みつつも、防火戸の設置により避難器具の設置義務を免除する可能性があることに鑑み、本件処分1に合わせて平成30年4月30日（本件処分2の日からおよそ4か月後）としたことは、社会通念上著しく不合理であるとは認められない。

なお、請求人は、本件建物については、処分庁から避難器具の設置義務が免除されているが、その要件として防火戸の設置があることについて説明を受けていないと主張しており（前記第2の1(3)）、これは、防火戸が未設置であっても避難器具の設置義務は免除されるべきであり、仮にそうでないのであれば、従前、その説明を受けていないことや処分庁が当該義務が免除されるものとして取り扱うこととしていたこと（前記第3の1(1)イ(ア)）に不服がある旨をいうものと解される。

しかし、避難器具の設置義務の免除とは、消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、消防法施行令に定める消防の用に供する設備の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、当該基準を適用しないこととされていること（同令第32条）を根拠とするところ、平成28年4月に、処分庁が本件建物において必要な部分に防火戸が設置されていないことを立入検査により確認した結果、処分庁の判断により、当該義務が免除されるものとして取り扱わないこととしたこと（前記第3の1(1)イ(ウ)）が認められる。

この処分庁の判断は、必要な部分に防火戸が設置されていない以上、同条の規定の趣旨に照らして著しく不合理であるとは言えず、かつ、取扱いの変更について請求人に通知した同年5月から本件処分2の日及び本件履行期限まで相当の期間があると認められるため、従前の説明や取扱いの如何をもって本件処分2に影響を与えるものではない。

したがって、処分庁が請求人に対し、消防法第17条の4第1項の規定に基づき本件履行期限を付して本件処分2を行ったことは、適法かつ正当なものである。

3 結論

以上により、本件各処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 鈴 木 光

委員 林 賢 一